



ハイ! 消費生活相談員です 268



消費生活センター(1階) 561-2353 相談時間 9:00~16:30

通信販売ではクーリングオフ不可!!

- ① ネット通販で化粧品のモニターに申し込んだ。商品が届き、定期購入だと分かった。解約したいが業者の電話が通じない。
- ② ネット通販でブランドの財布を申し込み、代金を振り込んだが商品が届かない。
- ③ フリマ(フリーマーケット)アプリでブランドのサンダラスを購入したが偽物が届いた。アプリ運営業者にメールで苦情を伝えしたが、何もしてくれない。
- ④ 商品名とブランド名で検索して見つけた通販業者で、スマートフォンのケースを申し込んだ。代金を振り込んだが、海外から安っぽいケースが届いた。
- ⑤ インターネットで4カ月先の海外のホテルを予約した。翌日キャンセルしたが高額なキャンセル料を請求された。
- ⑥ SNSに届いた「誰でも簡単に稼げる」という広告を見て登録。紹介された無料通信アプリで「最低でも毎月30万円は稼げる」と言われ、登録料30万円を払ったが、稼げない。



アドバイス

- ・代金前払いのリスクの重大性を認識する。
- ・個人名義の口座へは入金しない。
- ・申し込む前に利用規約や返品規定などを、自分自身でよく確かめる。
- ・広告を信用して簡単にお金を払わない。
- ・「誰でも簡単に稼げる」といった言葉を信用しない。

誰でも手軽に利用できるインターネットですが、便利な反面、自己責任というリスクがあることを理解して申し込みましょう。通信販売ではクーリングオフができません。慎重に利用しましょう。

家庭の教育力を高めるために～豊かな心をはぐくむ家庭づくり～ 44

子どものネットトラブルの防止方法 ②

生涯学習課(6階) 561-2427、561-2488

3月1日号に引き続き、さまざまなインターネットトラブルから子どもを守るために、保護者が今できることについて紹介しています。

家庭でのルール作りを!

子どものためのルールは、子どもの年齢や環境によっても異なります。日ごろから子どもの能力・発達に合ったインターネットの使い方を、家庭で考えてみましょう。ネット利用に関する家庭のルールの認識は、子どもと保護者の間でギャップがあります。平成30年度に内閣府が実施した調査では、保護者の74.2%が、「ルールを決めている」と回答していますが、小中高校生の回答では58.8%しか「ルールを決めている」と回答していません。ルールを確認するためにも、子どもと保護者の間で定期的に見直しを行いましょう。

▶【内閣府ホームページ】

保護者向け普及啓発リーフレット集



家庭でのルールの例

- ・夜〇〇時以降は使いません
- ・食事中には使いません
- ・決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません
- ・変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します
- ・自分や友達の個人情報やネットに公開しません など



初めてインターネットを利用するとき、SNSを使いだすときなど、子どもの能力・発達や生活習慣によって必要なルールは異なります。

それぞれの家庭で話し合い、納得できるルールを決めましょう。また、ルールを守れなかった時の対応も、話し合っておきましょう。



差別のない明るいまちに



人権センター(大路二) 563-1177、563-7070

子どもを守るダイヤル「189」

皆さんは、電話番号「189」にかけると、どこにつながるかご存知ですか。この番号は、児童相談所全国共通ダイヤルで、近くの児童相談所につながります。これまでの全国共通ダイヤルは10桁の番号でしたが、覚えやすい番号にして、子どもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするため、平成27年7月から「189(いちちはやく)」という3桁の番号になりました。

児童相談所ってどんなところ?
平成30年度に、全国212カ所の児童相談所があった相談対応件数は、15万9,850件にも及びます。滋賀県には児童相談所が3カ所あり、そのうちの1つ「中央子ども家庭相談センター」は市内にあります。児童相談所の業務は、児童(17歳以下)に関する養護や保健、心身障害、非行、育成に関わる相談のほか、療育手帳の判定や必要な指導、一時保護など多岐に渡ります。今年6月に成立、

来々4月から一部施行される児童虐待防止改正法では、児童相談所の介入機能の強化の方針も出されています。

誤解や偏見をなくすために
このように、児童相談所の重要性がいわれている一方で、昨年、東京都内への児童相談所建設に対しては、「土地の価格が上がってしま」や「児童相談所に通う子どもが(格差を感じ)、つらい思いをする」など誤解や偏見に基づいた理由で、地元住民が反対している様子が、ニュースで取り上げられました。

また、コメンテーターの1人が、「もしも自分の住むところ(児童相談所が)来るとなった時には、引越越える可能性はある」と発言しました。さらに続けて「知識があまりない」としながらも、児童相談所で保護された子が、自分の子どもに「暴力を振るったり、恐喝したりするかもしれない」と心配する発言をし、批判が殺到しました。

これら一連の報道から、児童相談所に限らず、保育所や障害児入所施設など、児童福祉施設などの必要性や役割を正しく知ってもらうことが大切であるとともに、「知らないから悪い」ではなく、「知ってもらって考えが変わるような啓発が必要である」と痛感させられました。

児童虐待について話そう
10月は里親月間、11月は児童虐待防止推進月間と強調月間が続く、児童虐待について考える機会が増えます。オレンジリボン運動や身近な行事などに参加したり、調べたりすることで、理解を深めることにつながります。また、児童相談所のことなどを家族や身近な人の会話で話題に出すことも、私たちにできる啓発の一つです。

これからの将来を担う大切な子どもたちの人権を守ることは、全ての人を大切にしようとする地域をつくる営みにつながるのではないのでしょうか。

草津市平和祈念のつどい

「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言の主旨である人権尊重と、恒久平和の願いを後世に引き継ぐために開催します。

10月26日(土)

【第一部】13:00~14:00 ・戦没者追悼式典 ・中学生発表(知覧訪問)

【第二部】14:15~15:30 ・宣言文読み上げ ・平和公演(草津歌劇団4期生による平和祈念ミュージカル)

所 草津アマカホール(草津三)

定 300人(当日先着順)

他 託児あり(10月18日(金)までに申込要)・要約筆記・手話通訳あり

申・問 人権政策課(6階) 561-2335、561-2488、健康福祉政策課(2階) 561-2360、561-2482